

特徴記載制度の導入

< 関連条文 >

意匠法施行規則

(特徴記載書の様式等)

第 5 条の 2 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願人に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

2 特徴記載書を提出するときは、様式第 10 の 2 によらなければならない。

3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

意匠法施行規則様式第 10 の 2

特 徴 記 載 書	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官	殿
1 事件の表示	
2 意匠登録出願人	
(識別番号)	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
3 代理人	
(識別番号)	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
4 意匠の特徴	
5 説明図	

[備考]

1 「意匠の特徴」の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載する。

イ 意匠の特徴を平易かつ明りように記載する。

ロ 文字数は 1,000 文字以内とし、簡潔に記載する。

2 「説明図」の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができる。

- イ 図は、複数ページにわたって記載してはならない。
- ロ 図は、横 150mm、縦 113mm を超えて記載してはならない。複数の図形を記載する場合にも同様とする。
- 3 「意匠の特徴」の欄の記載又は「説明図」の欄の記載を補正するときは、特徴記載書の全記載を補正するものとし、新たな特徴記載書を作成して提出しなければならない。
- 4 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年意匠登録願第何号」のように意匠登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 5 第 28 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「代理人」の欄の次に「添付書類の目録」の欄を設け、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第 1 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第 2 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 6 その他は、様式第 1 の備考 2 及び 9 並びに様式第 2 の備考 1、3、8、9 から 11 まで、14、16、19 及び 20 と同様とする。

1．導入の趣旨

意匠登録出願の際には、願書の記載及び願書に添付した図面等により、意匠登録を受けようとする意匠を現さなければならない。しかしながら、従来に見られない新たな意匠等を出願する場合には、願書の記載及び願書に添付した図面等のみでは創作した意匠の特徴を十分に表現することが困難な場合もある。このため、特許庁に対して情報の提出を認め、審査・審判の迅速化を図るべきとの産業界からの強い要請がある。

そこで、特許庁における審査・審判の迅速化を図るために、出願人自ら主張できる意匠の創作の特徴記載制度を導入し、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせる目的から、特徴記載書の内容を意匠公報に掲載することとした。

2．特徴記載書の意義、機能

- (1) 審査官・審判官は、意匠の特定（意匠に係る物品及び形態の特定）あ

るいは類否判断、拒絶の理由にその記載内容を直接の根拠として用いてはならないが、当該記載内容を見ることにより、例えば、審査・審判における的確なサーチ範囲の決定のための参考情報となることから、審査・審判の迅速化が期待される。

- (2) 登録された場合には、「意匠の特徴」及び「説明図」の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。
- (3) 記載内容は、意匠法第24条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、「権利範囲」に対しては、直接的に何ら影響を与えない。

3. 提出手続

- (1) 特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択による任意手続である。

具体的には、願書を提出するとき、又は、出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限り提出できる。

(注) 審査に係属中とは「査定謄本の送達前まで」、審判又は再審に係属とは「審決謄本の送達前まで」である。

- (2) 「意匠の特徴」の欄に記載する、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明する文章は、その文字数を1,000文字以内とし、平易かつ簡潔、明瞭に記載しなければならない。
- (3) 「説明図」の欄に、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を下記の要領に従って記載することができる。

図は、複数ページにわたって記載してはならない。

図は、横150 mm、縦113 mmを超えて記載してはならない。複数の図形を記載する場合にも同様とする。

- (4) 特徴記載書の記載内容のうち、「意匠の特徴」の欄の記載又は「説明図」の欄の記載を補正するときは、例えば、「意匠の特徴」の文章の一部に誤記があった場合でも、当該部分のみを手続補正書により補正することはできず、誤記を修正した後の「意匠の特徴」の全文章及び「説明図」を記載した新たな特徴記載書を作成して提出しなければならない。

4. 意匠公報への掲載

- (1) 特徴記載書中の「意匠の特徴」及び「説明図」の記載内容は、出願人が提出したものを原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

- (2) 意匠法第9条第2項に基づく協議が不成立となり、拒絶が確定した出願について公示する意匠公報には、当該記載内容を掲載しない。

特徴記載書における記載内容の具体的事例

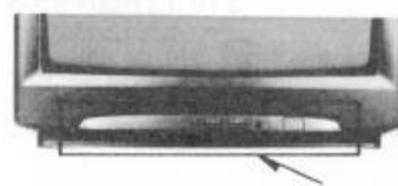
【事例1：新規性（意3条1項関連）に関する記載例】

デザインが成熟している物品分野において、意匠全体から見れば小さい部分であるが、デザイン開発の重要な部分であることを過去の公知意匠との対比により述べる場合

本願意匠

正面図

部分拡大参考図



特徴記載書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1. 事件の表示 (省略)
2. 意匠登録出願人 (省略)
3. 代理人 (省略)
4. 意匠の特徴

テレビジョン受像器の意匠においては、操作部を全面形状にどのように組み込むかが創作の重要なポイントの一つであるが、従来は、説明図右側に掲載した公知意匠のように、画面下の操作部が複雑な構成となっているものが普通である。

本願意匠は、画面の下部において操作スイッチ等が配置されており、操作部とが面がすっきりとした造形的な一体感を持っている点に意匠上の特徴がある。

5. 説明図

公知意匠



【事例2：創作性（意3条2項関連）に関する記載例】

出願の意匠が、自然物並びに有名な著作物及び建造物などをモチーフとして利用しているときに、当該意匠はそのモチーフをほとんどそのまま意匠に係る物品に表したのではなく、美的処理の創作がなされていることを述べる場合。

本願意匠

斜視図



特徴記載書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1. 事件の表示 (省略)
2. 意匠登録出願人 (省略)
3. 代理人 (省略)
4. 意匠の特徴

本願意匠は、自然動物であるペンギンをモチーフとして創作されているが、頭部においては、くちばしを半球状にふくらませ、眼の周囲をでデフォルメするなどの造形処理がなされていて、実物のペンギンの頭部の形態をそのまま模したものではない。又、本願意匠の基本構成もペンギン全体のプロポーションから大きく相違し、そのデフォルメに創作があるものである。

5. 説明図

公知意匠

